

次世代ヘルスケア産業協議会運営要領新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○次世代ヘルスケア産業協議会運営要領

改正後	現 行
<p data-bbox="347 295 922 327">次世代ヘルスケア産業協議会 運営要領</p> <p data-bbox="163 384 1104 459">次世代ヘルスケア産業協議会（以下「協議会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。</p> <ol data-bbox="163 560 1104 1173" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="163 560 627 592">1. 協議会は原則、公開とする。 <li data-bbox="163 651 1104 770">2. 協議会の資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。 <li data-bbox="163 829 976 861">3. 協議会の委員は、代理人を出席させることができる。 <li data-bbox="163 920 1104 1040">4. 協議会は、健康・医療戦略本部の下で活動することとし、協議会の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室、厚生労働省の協力を得て、経済産業省において処理する。 <li data-bbox="163 1099 1104 1173">5. この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>座長</u>が定める。 	<p data-bbox="1319 295 1895 327">次世代ヘルスケア産業協議会 運営要領</p> <p data-bbox="1131 384 2072 459">次世代ヘルスケア産業協議会（以下「協議会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。</p> <ol data-bbox="1131 560 2072 1173" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 560 1630 592">1. 協議会は原則、<u>非</u>公開とする。 <li data-bbox="1131 651 2072 770">2. 協議会の資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。 <li data-bbox="1131 829 1951 861">3. 協議会の委員は、代理人を出席させることができる。 <li data-bbox="1131 920 2072 1040">4. 協議会は、健康・医療戦略本部の下で活動することとし、協議会の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室、厚生労働省の協力を得て、経済産業省において処理する。 <li data-bbox="1131 1099 2072 1173">5. この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>協議会</u>で定める。